

判決年月日	平成17年12月20日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成17年(行ケ)10451号		
訂正後の明細書の特許請求の範囲の記載が明確でないとして、訂正審判請求を不成立とした審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法36条5項, 6項

本件は、発明の名称を「画像形成装置」とする特許について、特許権者である原告がした訂正審判請求を不成立とした審決の取消しを求めた事案である。

本件発明は、カラー複写機による紙幣や有価証券の偽造を防止するために、入力画像が紙幣等であると判定したときは、画像形成装置(カラー複写機)を特定するための所定情報(バーコードなどの符号化パターンである2次元ビットマップ情報)を入力画像に付加した画像を出力するというもので、不正使用の場合には出力した画像形成装置を特定することができることにより、不正使用を心理的に抑止しようとするものである。

訂正審判請求に係る訂正箇所は多岐にわたるが、本件で問題とされた主な箇所は、「a) 前記入力画像信号に前記2次元ビットマップ情報を付加する場合、前記入力画像信号に前記符号化パターンの一部を付加した信号と付加しない信号とを局所的に切り替えて出力することによって前記2次元ビットマップ情報を示す前記符号化パターンを前記入力画像信号に付加し、」との処理を加える部分である。

特許庁は、「バーコードはバーの幅、またはバーの幅及びバーとバーの間隔の幅により情報を表したものであり、バーとバーの間隔の幅により情報を表す形式のものではないとしても、バーの幅を検出するためには、その間隔も検出しなければならず、バーとバーの間隔である地の部分も、バーコードの構成部分であることは明らかである。そのため、バーコードの一部がバーコードとして検出されるためには、バーの幅だけでなくその間隔である地の部分も構成部分として含まれていなければならないが、そうすると上記a)の処理では、バーコードが表す情報が全部は付加されず、『画像形成装置ごとに割り当てられた情報』が適切に付加されないことになる。」と判断して、「符号化パターンの一部を付加した信号」がどのようなものか明確でなく、訂正明細書の特許請求の範囲の記載は明確ではないとして、訂正審判請求は成り立たないとの審決をした。

本判決は、「『2次元ビットマップ情報』は、『符号化パターン』に対応した画素データであるから、『2次元ビットマップ情報』の個々の画素が『符号化パターンの一部』に対応するものであることは明らかである。」とした上、上記a)の処理は、「最終的に、

『符号化パターン』に対応する『2次元ビットマップ情報』のすべての部分を付加するものであるが、局所的にみれば、処理時点での付加手段の処理対象となる『2次元ビットマップ情報』の個々の画素について、『符号化パターンの一部』に該当するか否か（すなわち、黒画素であるか否か）により、『符号化パターン』（の一部であるという情報）を、『入力画像信号』に付加するものであるということが出来る。したがって、『符号化パターン』がバーコードである場合においては、上記a)の処理により、最終的に、バーコードが表す情報の全部が付加され、『画像形成装置ごとに割り当てられた情報』が付加される。」と判断して、審決が「訂正明細書の特許請求の範囲の記載は明確でない」と判断したのは誤りであるとして、これを取り消した。